

報道各位

新潟市危機管理防災局防災課

8月13日から液状化被災宅地等復旧支援事業の窓口を開設します。

8月13日から液状化被災宅地等復旧支援事業の窓口を以下のとおり開設します。

また、それに先立って、8月9日から西区の被災相談窓口を健康センター棟1階と区役所棟2階に変更します。なお、西区では、り災証明書の申請を毎日受け付けますが、り災証明書の交付、水道・下水道料金の免除申請、生活再建支援金の申請は、祝・休日を除く月～金曜日のみ受け付けます。

＜8月9日からの窓口＞（液状化被災宅地等復旧の窓口は8月13日から開設）

◎住宅関連窓口

	西区役所		古町ルフル
	毎日開設 午前9時～午後5時		
住宅修繕・建替	(8/8まで) 健康センター棟 3階	(8/9から) 健康センター棟 1階	6階 建築部フロア
家屋の解体・撤去			— ※1
液状化被災宅地等復旧	—	(8/13から) 健康センター棟 1階	(8/13から) 相談 5階 特設会場 申請 6階 建築部フロア

※1 家屋の解体・撤去の相談・申請は市役所本庁舎2階 環境部フロアで祝・休日を除く月～金曜日のみ受け付けます。

※ 江南区内にも液状化被災宅地等復旧支援事業の窓口を8月22日から開設します。詳細は江南区地域総務課（電話 025 - 382 - 4526）へお問い合わせください。

◎り災証明関連窓口

り災証明書 ※2	会場 各区役所の窓口（西区は区役所棟の2階）
水道・下水道免除	日時 祝・休日を除く月～金曜日のみ開設 ※3
生活再建支援金	午前9時～午後5時

※2 西区では、り災証明書の“申請”を土・日・祝日を含む毎日受け付けます。

※3 東区は水・木曜のみ、秋葉区は月・火曜のみ（祝・休日を除く）。

※ り災証明の申請に迷っている方はお気軽に「生活再建支援チーム」へご相談ください。電話 025 - 226 - 2156（祝・休日を除く月～金曜日 午前9時～午後5時）

問い合わせ先

新潟市危機管理防災局防災課

担当：高橋・田辺

電話：025-226-1140